**平成１８年（フ）第１３７号**
岐阜県海津市南濃町境2542番地48
破産者　株式会社エスアールシー
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２２年（フ）第４０３号**
静岡県磐田市福田1665番地
破産者　有限会社アサハラ
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２２年（フ）第３６号**
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満441番地43
破産者　亡笠木守相続財産
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

**平成２２年（フ）第２７号**
山口県宇部市西平原４丁目４番１号
破産者　宇部青果株式会社
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

**平成２０年（フ）第６２４号**
愛媛県喜多郡内子町本川2985番地
破産者　福森工業株式会社
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

**平成２０年（フ）第９７４号**
愛媛県松山市三番町１丁目７番地17
破産者　株式会社ハートホーム
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

**平成２２年（フ）第２５６号**
愛媛県松山市東垣生町214番地１
破産者　有限会社カーレントテック
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

**平成２１年（フ）第１３４号**
福岡県大牟田市古町３番地の17
破産者　有限会社しおつか
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２２年（フ）第８４号**
千葉県木更津市高柳681番地２
破産者　有限会社實川工業
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２２年（フ）第１２３６号**
さいたま市岩槻区大字横根字大義良1228番地１
破産者　有限会社佐藤工業
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２０年（フ）第５７１号**
相模原市南区相模大野５丁目27番８号リュエル生沼301号室
破産者　ワールドホーム株式会社
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第２６９６号**
名古屋市守山区新守西919番地
破産者　守山建設興業有限会社
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第６７２号**
北九州市小倉南区志徳１丁目１番31―206号
破産者　巻田　春義
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第９７８号**
北九州市八幡西区吉祥寺町15番20号
破産者　有限会社レア・テクノ
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第５８号**
宮城県大崎市鳴子温泉字通原269番４
破産者　株式会社循環
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２２年（フ）第２９９号**
山形市双葉町２丁目11番８号
破産者　有限会社松田建務店
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第５００号**
神奈川県横須賀市久比里１丁目26番Ａ―403号
破産者　有限会社リバテイー企画
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２０９８号**
横浜市瀬谷区阿久和東１丁目45番地10―２―402
破産者　株式会社エーアイ
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第５８８号**
川崎市中原区苅宿309番地26―201
破産者　株式会社サンモリッツ
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第６０４号**
川崎市麻生区白鳥４丁目12番10号
破産者　株式会社Ｂｏｏｍ
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第６２０号**
川崎市中原区宮内２丁目31番13号
破産者　有限会社高津巻線製作所
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第７０５号**
川崎市川崎区渡田１丁目１番１号大寺ビル301
破産者　翔映建設株式会社
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係